

年金受給者だより

No.62

日本金属プレス工業厚生年金基金



猫と犬

平成28年 3月号

基金が「のお知らせ」

年金のお知らせ

社会保障と税の一体改革の一環として、平成二十九年四月から、消費増税（二〇％）に併せ、公的年金の受給資格期間が現行の二十五年から十年に短縮されます。

当基金解散後ではありませんが、現在、受給資格期間を満たさない方でも、平成二十九年四月から、公的年金制度の被保険者期間が十年以上あり、法律による一定年齢を満たしていれば、公的年金の受給権を得られます。

なお、日本年金機構から、平成二十八年十月から平成二十九年三月にかけて、対象者に順次ご案内される予定です。

詳しくは、最寄りの年金事務所へお問合せください。

福祉施設事業（保養施設）の終了について

受給者だよりNo.60およびNo.61にてお

知らせいたしましたとおり、平成二十七年九月末日をもちまして福祉施設事業（保養施設）を終了いたしました。長年、ご利用くださいまして有難うございました。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度開始に伴いまして、住基ネット等で情報を照会いたしておりますが、不明な方に関しましては別途個別にご照会させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

受給者だよりの廃刊について

「受給者だより」は、平成二十八年三月号No.62（本号）をもちまして廃刊となります。長らくご愛読いただき誠に有難うございました。



生活情報ボックス



携帯電話+ATM
|| 還付金詐欺



うのみにしないこと

おれおれ詐欺をはじめ、電話を使った詐欺被害は、相変わらず多く発生しています。

こうした詐欺の一つに「還付金詐欺」があります。医療費や税金、保険料などの還付金や払戻金がある、などと電話をかけ、スーパーやコンビニなどのATMからお金を振り込ませる手口です。

こうした還付金が、ATMを使って支払われることは絶対にありません。

「携帯電話」を持って「ATM」といわれたら、まず詐欺と考えて間違いありません。最寄りの警察や消費生活センターなどに相談してください。

年金受給者だより No.62 平成28年3月発行 〒130-8554 東京都墨田区両国4-30-7 金属プレス会館8階
日本金属プレス工業厚生年金基金 TEL 03(5638)7811 FAX 03(5638)7815
〈ホームページ〉 <http://www.press-pf.com/>

年金は確定申告をして税金の精算を！

1. 所得の種類

老齢厚生年金・老齢基礎年金、厚生年金基金などの公的年金等を受け取った場合や、生命保険契約等にもとづく個人年金を受け取った場合は、「雑所得」として課税されます。

2. 公的年金等の源泉徴収票

年金を受け取った年の翌年一月中旬頃（基金の場合は、一月十二日）に、年金の支払委託先（三井

住友信託銀行）から送られた「公的年金等の源泉徴収票（※参照）」を確定申告の際にお使いください。

なお、万一、基金分の源泉徴収票を紛失された場合には、その再発行に二週間程度の日数を要します。確定申告の期限（三月十五日（火））に間に合うようお早めに電話等により、基金にお申し付けください。

※「公的年金等の源泉徴収票」の送付先住所（同じく、「源泉徴収票」記載の住所）は、送付日の二か月前までに当基金にご提出いただいた

3. 確定申告

「住所変更届」の届出事項が反映しております。所得税は申告納税制度になっていきますので、毎年一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得について、翌年二月十六日（火）から三月十五日（火）までの間にあなたの住所地を管轄する税務署に申告し、税金を精算します。この申告を確定申告といいますが、公的年金等は年末調整の制度がないので、必ず確定申告が必要です。

▼【確定申告書A 様式】

▼【医療費の明細書】

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)

ホーム>申告・納税手続>所得税(確定申告書等作成コーナー)>確定申告期に多いお問い合わせ事項 Q&A > 【確定申告・還付申告】

例) 平成27年12月1日お支払い後(平成27年10月分~11月分)に、11月分より年金の全額支給停止(または一部停止)が行われた場合・・・

※下記のイメージは、1年に6回のお支払いがある方です。(年金額により、お支払回数は異なります。)



※平成27年12月1日お支払いについて

- ・1年に1回お支払い…12月お支払い (平成26年12月分~平成27年11月分)
- ・1年に2回お支払い…12月お支払い (平成27年 6月分~平成27年11月分)
- ・1年に3回お支払い…12月お支払い (平成27年 8月分~平成27年11月分)
- ・1年に6回お支払い…12月お支払い (平成27年10月分~平成27年11月分)

● 解散に伴う当基金からの最終支払月について

年金額 3万円未満	: 12月	} 平成28年11月1日予定
3万円以上6万円未満	: 6月, 12月	
6万円以上9万円未満	: 4月, 8月, 12月	
9万円以上	: 2月, 4月, 6月, 8月, 10月, 12月 → 平成28年10月3日予定	

ご返納に該当される方は当基金から連絡いたします。

大変お手数をおかけいたしますが、ご返納に該当される方はご理解いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

年金について、ご不明な点などございましたら、当基金までお気軽にご連絡ください。

月~金 8時45分~17時15分
03-5638-7811



年金受給者等がご提出する主な届書等の一覧表

◎次の表のいずれかに該当したときは、該当の届書を期日までに、当基金にご提出ください。

届出を必要とする理由	届書名	提出期日	届出義務者又は請求者	ご提出先
雇用保険の失業給付を受け始めるとき	支給停止事由該当届	すみやかに ※5	年金受給者ご本人	当基金
再就職し厚生年金保険の被保険者となったとき				
雇用保険の失業給付を受け終わったとき	支給停止事由消滅届	毎年1回、誕生月の末日 特別現況調査の指定日	年金受給者ご本人	
退職し厚生年金保険の被保険者でなくなったとき				
生存を確認するため	現況届	毎年1回、誕生月の末日	年金受給者ご本人	
	現況調査票	特別現況調査の指定日		
氏名を変更(訂正)したとき	氏名変更届	10日以内 ※2	年金受給者ご本人	
住所を変更(住居表示が変更)したとき	住所変更届			
受取方法を変更(金融機関の統廃合により変更)したとき	受取方法変更届			
年金を受けている方が亡くなったとき	死亡届	10日以内	ご遺族(その他法律上の届出義務者)の方	
亡くなった方の未払い分の年金を受けるとき	未支給給付請求書	すみやかに ※5	生計を一にする次の先順位のご遺族の方(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)	
加算年金の受給権者が保証期間内に亡くなったとき	遺族一時金裁定請求書	すみやかに ※5	①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹および、⑦生計を一にする①～⑥以外のご遺族の方	
年金証書を紛失したとき等	年金証書再交付申請書	その都度	年金受給者ご本人	

- ※1. 届書(用紙)はお手元の「年金のしおり」に綴じ込まれています。なお、手続方法のご照会または「しおり」を紛失された場合は当基金(☎03-5638-7811)にご連絡ください。
ただし、当基金の生存確認の現況届(はがき)は、あなたの誕生月(生まれた月)の第1週までに当基金の業務委託機関(三井住友信託銀行)から送付されますのでご注意ください。
- ※2. 「住所・受取方法・氏名変更届」の手続きは、完了までに概ね2か月間かかります。このため、次回の年金を受給される支払期日までは、従来の受取口座を解約されないようお勧めします。
なお、転居された場合は、当基金へのお届とは別に、郵便局への「転居届」もお忘れなくお届ください。このお届によって、旧住所から新住所宛に1年間転送されます。
- ※3. 「公的年金等の源泉徴収票」の送付先住所(同じく、「源泉徴収票」記載の住所)は、送付日の2か月前までに当基金にご提出いただいた「住所変更届」の届出事項が反映しております。
- ※4. 離婚に伴う厚生年金の保険料納付記録の分割(合意年金分割・第3号年金分割)は、高齢厚生年金等と同様に、当基金の政府代行部分(基本年金の大部分)の掛金納付記録も、改定請求の翌月から減額改定となります。
このため、離婚当事者(前配偶者またはあなた)あるいは第3号被保険者が年金事務所に年金分割の改定請求をされた場合は、当基金に至急ご連絡ください。
なお、手続が支払期月に間に合わず、過誤払年金額が生じた場合は、一括納付または支払調整等の方法によって、当基金に返納いただくこととなりますので、充分にご留意ください。
- ※5. 年金の請求権は、時効によって5年で消滅します。なお、5年未満であっても当基金解散に伴う清算終了日を以て東京法務局に供託することとなりますので、お早めにご請求ください。

年金の過誤払いのご返納について

この度、当基金解散(平成二十八年九月解散認可予定)によって、下記に該当する場合は、過誤払いについてご返納いただくこととなります。

当基金の年金は国の厚生年金同様、お給料の変動や失業保険の受給、被保険者になられた方(厚生年金をかけてお勤めされた方)など、様々な状況により年金の支給額を変更、および支給停止のお手続きをさせていただいております。基金のお手続きは国からのデータや受給者様からのご連絡により支給額変更のお手続きを行っているため、実際の支給額変更にわずかな時間差が生じてしま

左記に該当する方は、過誤払いご返納のお手続きをさせていただきます。

記

1. 年金支給額が一部停止している方で、初回のお支払いが平成二十八年九月以降を予定されている方。
2. 年金支給額が全額停止し過誤払いが発生している方で、平成二十八年九月までに調整がでない方。
3. 年金分割により過誤払いが発生している方で、初回のお支払いが平成二十八年九月以降を予定されている方。



前号(年金受給者だよりNo.61・平成27年9月号) 発行後の解散等手続きの進捗状況のお知らせ

スケジュール概要

1. 実施済みのスケジュール概要

平成26年8月4日	①解散等方針を議決
平成26年8月5日	②解散等方針議決および一時金支払い休止をお知らせ
	③年金受給者だより(No.59・平成26年9月発行)によって、(1) 解散等方針議決の経緯とその概要、(2) 質疑応答集、(3) 当基金解散後の年金給付の仕組み(イメージ)、当基金解散および清算に関するスケジュール概要等々を掲載
	④第94回代議員会の議決によって、事業主説明会を開催
平成27年2月19日	⑤第95回代議員会の議決によって、福祉施設事業の縮小・廃止等と、解散手続きに関する「事業主および担当者説明会の開催」を議決承認…年金受給者だより(No.60・平成27年3月号発行)
	⑥事業主および担当者説明会を平成27年3月下旬頃～5月中旬頃に開催し、解散の同意手続き(〈1〉事業主および〈2〉加入員各々の3分の2以上の同意並びに〈3〉事業所毎の加入員の3分の1以上で組織する労働組合の4分の3以上の同意) ※なお、当初の期日までに法定同意数に達していないため、平成27年9月30日(当基金必着)に提出期限を延長しました。
平成27年8月5日	⑦第147回理事会に、前記⑥の説明会の進捗状況を報告
平成27年9月30日	⑧第96回代議員会に、前記⑥⑦を報告
平成28年2月17日	⑨第97回代議員会にて、分配金の方法について審議。
平成28年3月初旬	⑩年金受給者だより(No.62・平成28年3月発行)によって、解散等手続きの進捗状況のお知らせを掲載

2. 今後のスケジュール概要

平成28年3月～4月頃	①受給待期者宛てに手続きの進捗状況のお知らせ
平成28年7月頃開催予定	②当基金の加入員記録と厚生年金保険の被保険者記録の記録整備を完了し、解散等に関する同意書を所定の同意率を取得した後、第98回代議員会で、当基金解散を議決し、厚生労働大臣に解散の認可申請
平成28年9月予定	③厚生労働大臣から当基金解散認可に基づき、解散認可をお知らせ…解散の認可月分までは、当基金が現行規約によって年金(代行部分および上乗せ部分)を支給し、翌月の10月分(予定)から、国に移管され、日本年金機構(年金事務所)から、法令に基づき当基金の代行部分が支給されます。
	④当基金の加入員記録と厚生年金保険の被保険者記録の記録整備を完了し、最低責任準備金を確定
平成30年6月頃見込み	⑤代行資産を政府へ返還
	⑥残余財産がある場合は、分配金を計算
平成31年3月頃見込み	⑦残余財産を受給権に応じて分配

現行規約による 解散に伴う残余財産の 分配について

当基金の解散認可(平成二十八年九月認可予定)後、清算基金(解散後の当基金)は、概ね二年から二年半(過去の事例)をかけて、厚生年金保険の被保険者記録と当基金の加入員記録を照合のうえ、万一相違する場合は、法令等の定めによって、記録の履歴や標準給与(報酬及び賞与)の大小にかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に全て一致するように職権訂正のうえ、代行部分の債務(最低責任準備金)を確定させる記録整備の業務を行います。

この記録整備の結果を受けて、清算基金が財産目録を作成し、当局の承認を受けた後に、最低責任準備金を政府へ返還し、平成三十一年三月頃を目安に、残余財産(※)を分配することとなります。

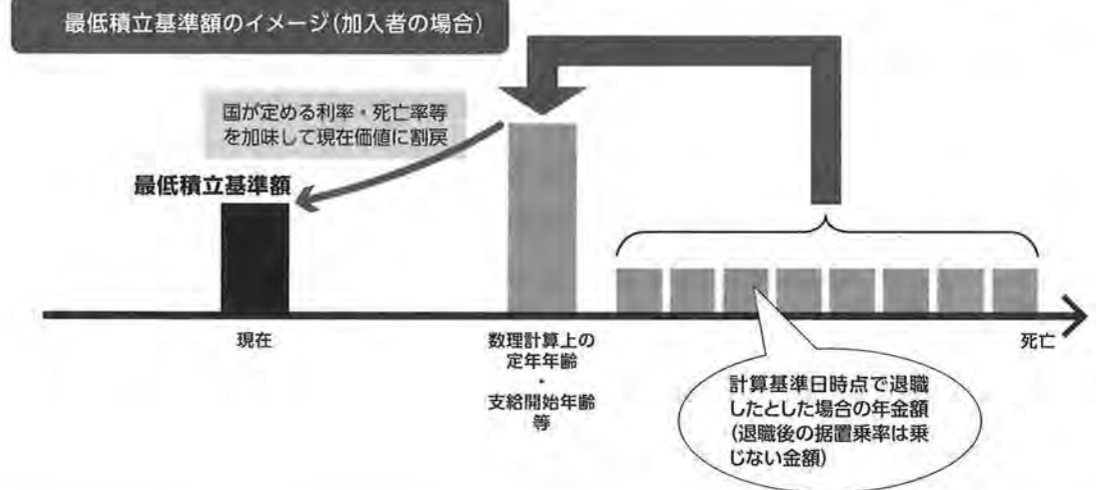
その分配方法は、法令、通達および規約によって、加入員、受給者および受給待期者の「上乗せ部分の最低積立基準額」の比率で残余財産を按分する方法で分配することとなります。

この按分方法は、加入員、受給者および受給待期者に、各々の終身受取総額の現価相当額(解散時における現在価値に割引いた一時金額)に対する残余財産の積立比率の割合に応じて按分することとなります。

なお、解散時において、未調整過誤払額がある場合には原則として一括返納いただくこととなりますが、分配金で全額または一部を相殺していただくことがありますので、予めご了承ください。

最低積立基準額とは

これまでの加入期間に応じて発生している、または発生しているとみなされる給付(最低保全給付)の支払総額を現在価値に割引計算した全額。
(企業年金連合会HPより抜粋)



※残余財産とは… 解散時における当基金の財産から、代行部分の債務(最低責任準備金)を政府へ返還した残りの財産